

北海道オホーツク総合振興局告示第148号

公 告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、協定の相手方とする手続きを実施する。

平成30年 9月13日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 企画提案に付す事項

(1) 平成30年度網走東部管理区協定販売事業

(2) 事業の目的

道有林では、森林資源の循環利用に積極的に取り組み、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、道有林材を戦略的に供給し、道産木材の需要拡大を図ることとしている。当森林室では、地域内に様々な木材加工業者が集積している網走東部地域において、地域の素材生産業者及び木材加工業者が連携し、道有林で産出される一般材や原料材など多種多様な木材を公共建築物等に使用するなど、地域での有効活用を図るため協定販売を実施する。

(3) 対象地域

置戸町、訓子府町、北見市、美幌町、津別町  
網走東部管理区21林班ほか（図面参照）

(4) 協定森林

単位：面積：ha、本数：本、立木伐採量：m3

年度	林小班	面積	樹種	伐採種	本数	立木伐採量	備考
平成30年度	21-62	0.59	アカエゾマツ	間伐	110	50	列状2残1伐 初回間伐 林齢48年 上木含む
	22-42	1.11	カラマツ	間伐	147	151	列状2残1伐 間伐5回 林齢64年 上木含む
	22-53	4.16	カラマツ	間伐	552	412	列状2残1伐 間伐6回 林齢64年 上木含む
	22-55	2.68	アカエゾマツ	間伐	824	277	列状4残2伐 間伐3回 林齢61年 上木含む
	22-56	4.98	カラマツ	間伐	583	407	列状2残1伐 間伐5回 林齢65年 上木含む
	22-59	6.74	トドマツ	間伐	1,389	583	列状4残2伐 間伐2回 林齢48年 上木含む
	22-63	0.97	アカエゾマツ	間伐	383	135	列状2残1伐 初回間伐 林齢47年 上木含む
	22-64	0.74	アカエゾマツ	間伐	283	74	列状2残1伐 初回間伐 林齢40年 上木含む
	23-52	1.67	トドマツ	間伐	340	100	列状3残1伐 初回間伐 林齢39年 上木含む
	70-51	15.23	カラマツ	間伐	3,277	1,395	列状4残2伐他間伐6回 林齢60年 上木含む
70-56	15.70	トドマツ	間伐	4,258	1,856	列状2残1伐他間伐3回 林齢61年 上木含む	

単位：面積：ha、本数：本、立木伐採量：m3

年度	林小班	面積	樹種	伐採種	本数	立木伐採量	備考
平成30年度	90-51	4.92	トドマツ	主伐	4,305	2,024	群状皆伐 間伐3回 林齢68年 上木含む
	90-58	1.88	トドマツ	間伐	849	248	列状2残1伐 間伐1回 林齢45年 上木含む
	143-57	15.74	トドマツ	間伐	1,457	1,390	定性25% 間伐4回 林齢61年 上木含む
	148-51	6.59	トドマツ	間伐	1,558	565	列状3残1伐 間伐3回 林齢61年 上木含む
	148-52	6.97	トドマツ	間伐	520	242	定性33% 間伐1回 林齢64年 上木含む
	148-53	6.02	トドマツ	間伐	812	436	列状3残1伐 間伐2回 林齢59年 上木含む
	200-52	3.90	トドマツ	間伐	579	321	列状2残1伐 間伐1回 林齢50年 上木含む
	200-55	0.93	トドマツ	間伐	232	128	列状3残1伐 初回間伐 林齢46年 上木含む
	200-56	11.80	トドマツ	間伐	2,972	1,315	列状2残1伐 間伐1回 林齢46年 上木含む
	200-57	7.36	アカエゾマツ	間伐	1,047	380	列状3残1伐 間伐1回 林齢46年 上木含む
200-58	2.46	アカエゾマツ	間伐	572	191	列状3残1伐 初回間伐 林齢46年 上木含む	
合計		123.14			27,049	12,680	
平成31年度	3-53	5.60	アカエゾマツ	間伐	670	300	林齢57年 上木含む 間伐1回
	3-55	8.02	トドマツ	間伐	1,430	500	林齢43年 上木含む 初回間伐
	3-56	7.95	アカエゾマツ	間伐	1,470	500	林齢42年 上木含む 間伐1回
	22-61	2.41	カラマツ	主伐	1,260	900	皆伐 間伐5回 林齢50年 上木含む
	48-51	12.16	トドマツ	間伐	2,000	800	林齢48年 上木含む 間伐1回
	48-52	7.84	アカエゾマツ	間伐	1,750	700	林齢48年 上木含む 間伐2回
	48-53	8.32	トドマツ	間伐	2,000	700	林齢47年 上木含む 間伐1回
	48-56	6.85	トドマツ	間伐	1,500	500	林齢47年 上木含む 間伐2回

単位：面積：ha、本数：本、立木伐採量：m3

年度	林小班	面積	樹種	伐採種	本数	立木伐採量	備考
平成31年度	70-54	3.08	カラマツ	主伐	4,440	900	皆伐 林齢57年 間伐6回 上木含む
	70-55	6.25	カラマツ	主伐	7,680	2,100	群状皆伐 林齢58年 間伐6回 上木含む
	166-57	13.95	トドマツ	間伐	2,000	1,200	林齢58年 間伐5回 上木含む
	166-61	7.36	トドマツ	間伐	1,000	500	林齢53年 間伐2回 上木含む
	166-62	2.72	ヨーロッパトウヒ	間伐	500	300	林齢53年 間伐2回 上木含む
	180-03	63.95	トドマツ	間伐	900	1,220	天然林
	218-52	15.68	トドマツ	間伐	4,000	1,700	林齢46年 間伐1回 上木含む
	218-54	4.48	トドマツ	間伐	850	300	林齢45年 間伐1回 上木含む
	218-55	2.88	トドマツ	間伐	570	200	林齢44年 間伐1回 上木含む
合計	179.50			34,020	13,320		
平成32年度	28-51	9.90	トドマツ	間伐	2,500	1,300	林齢67年 間伐2回 上木含む
	28-52	6.17	トドマツ	間伐	1,000	500	林齢60年 間伐2回 上木含む
	28-53	4.32	アカエゾマツ	間伐	750	300	林齢51年 間伐1回 上木含む
	28-54	3.68	トドマツ	間伐	660	300	林齢61年 間伐3回 上木含む
	29-51	3.68	アカエゾマツ	間伐	1,100	500	林齢51年 間伐2回 上木含む
	29-55	7.11	アカエゾマツ	間伐	1,900	600	林齢37年 間伐1回 上木含む
	77-53	4.69	トドマツ	間伐	750	300	林齢59年 間伐3回 上木含む
	77-54	22.37	アカエゾマツ	間伐	3,250	1,300	林齢51年 間伐2回 上木含む
	77-55	1.44	アカエゾマツ	間伐	440	200	林齢53年 間伐1回 上木含む
77-58	8.96	カラマツ	間伐	890	400	林齢53年 間伐3回 上木含む	

単位：面積：ha、本数：本、立木伐採量：m3

年度	林小班	面積	樹種	伐採種	本数	立木伐採量	備考
平成32年度	77-59	2.88	カラマツ	主伐	660	300	林齢59年 上木含む 間伐4回
	77-60	13.92	トドマツ	間伐	4,000	1,400	林齢43年 上木含む 間伐1回
	111-51	3.38	トドマツ	主伐	1,600	1,000	林齢88年 上木含む 間伐4回
	111-52	3.58	トドマツ	主伐	900	500	林齢87年 上木含む 間伐4回
	111-53	4.07	カラマツ	主伐	1,200	1,000	林齢62年 上木含む 間伐5回
	111-55	1.80	カラマツ	主伐	500	400	林齢61年 上木含む 間伐4回
	111-56	4.03	アカエゾマツ	主伐	1,200	1,000	林齢53年 上木含む 間伐1回
	111-63	1.95	トドマツ	主伐	350	200	林齢87年 上木含む 間伐4回
	121-01	76.35	トドマツ	間伐	1,400	1,700	天然林
	201-53	17.44	トドマツ	間伐	2,400	1,400	林齢54年 上木含む 間伐1回
	201-57	5.28	トドマツ	間伐	670	300	林齢53年 上木含む 間伐1回
	201-60	10.88	トドマツ	間伐	1,200	700	林齢55年 上木含む 間伐1回
	213-51	37.12	トドマツ	間伐	6,000	2,400	林齢48年 上木含む 間伐2回
合計	255.00			35,320	18,000		

注1 31年度以降の面積・本数・立木伐採量は、森林調査簿等から算出した概数値である。

注2 31年度以降の箇所は、現況把握の結果により変更となる場合がある。

(5) 協定期間  
協定締結の日から平成33年3月31日

(6) 素材生産業者以外の協定締結予定者  
木材加工業者

(7) 摘要（総合振興局長等が必要と認める協定書の特約事項等を記載する。）

(1) 合法木材の証明

持続可能な森林経営が営まれた森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。

## 2 企画提案に参加する者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、要領第3の1の(2)～(4)のいずれかによる協定販売の場合は、素材生産業者及び木材加工業者との共同申請によるものとし、当該素材生産業者は(1)～(9)の要件を、当該木材加工業者は(3)～(5)及び(9)の要件を満たすものとする。

(1) 北海道内に本店、支店、営業所を有していること。

(2) 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通知)第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」の

- 資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。
- (3) 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通知）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
  - (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (6) 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材課経営育成担当課長通知）第3の規定による資格を有していること。
  - (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合については、構成員と重複していないこと。
  - (8) 「緑の循環」認証会議（SGEC）によって認証林産物流通システム（分別・表示システム）における素材生産を認定業種として認定された事業体であること。  
なお、素材生産業を業種として認証されていない者にあつては、素材生産業の認定事業者に素材生産を行わせることを条件とする。
  - (9) その他オホーツク総合振興局長等が必要と認めるもの。

### 3 手続等

- (1) 担当部局  
名称 北海道オホーツク総合振興局東部森林室森林整備課 担当：主査（販売）  
所在地 北見市青葉町2番10号（〒090-0018）  
電話番号 0157-24-6293 ファックス 0157-24-6228
- (2) 企画提案書提出期限、提出場所及び提出方法  
ア 提出期限 平成30年9月28日（金） 必着  
イ 提出場所 (1)に同じ  
ウ 提出書類 別記4号様式に定める「企画提案書」  
エ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか。）により1部を提出してください。
- (3) 本事業に関する関係資料の閲覧及び複写貸出し  
ア 期間 平成30年9月28日（金）まで  
イ 場所 (1)に同じ
- (4) 現場説明  
現場説明は随時行うので、希望者は(1)の問合せ先まで連絡すること。

### 4 参加資格及び企画提案書の審査

企画提案に参加する者の資格を審査するとともに、当該資格があると認められる者が提出した企画提案書を審査する。

### 5 最良の提案をした者の選定方法

道が予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書の内容及び直近に実施した協定販売又は長期安定供給販売の実績評価について審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。審査結果は、企画提案者全員に通知するとともに、道のホームページ等により公表する。

### 6 協定締結

特定者を協定締結の相手方に決定したときは、「協定販売に関する協定書」（別記第6号様式その1）に従って協定を締結する。

### 7 売買契約の締結

オホーツク総合振興局長等は、前項の協定に基づき、協定締結者（素材生産業者）と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。なお、当該売買契約書に用途指定の特約を付す場合がある。

### 8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した企画提案書は、無効とする。
- (3) 詳細は、別添の企画提案説明書による。